

北海道教育大学附属旭川中学校 P T A 会 則

第 1 章 総 則

第 1 条 本会は「北海道教育大学附属旭川中学校保護者と先生の会」といい、事務局を北海道教育大学附属旭川中学校に置く。

第 2 条 本会は次の諸項目の達成を目的とする。

- 1 生徒の福祉を増進する。
- 2 家族及び社会生活向上のための成人教育を行う。
- 3 教育に対する理解を深め、これを推進する。
- 4 家庭と学校との関係を緊密にし、生徒指導の推進を図る。
- 5 学校の教育的環境を整備する。

第 3 条 本会の会員は、生徒の保護者又はこれに代わる者並びに教職員をもって組織する。本会の目的に賛同して入会を希望する者も会員となることができる。

第 2 章 事業及び委員会

第 4 条 本会はその目的を達成するために次の委員会をもうけて事業を行う。

但し、必要に応じて特別委員会を設置することができる。

- 1 研修委員会 会員の研修に関すること
- 2 厚生委員会 会員の親睦・給食に関すること
- 3 広報委員会 「P T A だより」発行に関すること
- 4 教育課程委員会 教育課程に関すること
- 5 生徒指導委員会 生徒指導に関すること

第 3 章 役 員

第 5 条 本会は次の役員を置き、任務を分掌する。

会 長	1 名	本会を代表して、その運営に関する全般を扱う。
副会長	4 名以内	会長を補佐し、会長の事故ある時はこれを代理する。
監 査	2 名	会務・会計の監査にあたる。
会 計	3 名以内	会計事務を執る。
事務局員	若干名	P T A 活動の円滑な運営、議事録・記録の作成
委員長	3 名	厚生、研修、広報の業務を分担する。
委 員	若干名	必要に応じて置くことができる。
参 与	若干名	必要に応じて会務に参画する。
顧 問	若干名	会長の諮問に応じる。

第 6 条 役員を選任は次の方針による。

- 1 会長は総会において選任する。
- 2 参与は副学長及び校長とする。
- 3 顧問は会長が会員の賛同を得て委嘱する。
- 4 委員長は副会長が兼務する。
- 5 その他の役員は会長がこれを委嘱する。

第7条 役員の任期は1年とする。但し再選を妨げない。
役員に欠員が生じた時は在任期間につき補充するものとする。

第4章 会 議

第8条 総会は毎年1回開催し、役員の選任、予算、決算、その他必要な事項について審議する。但し、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

第9条 役員会は本会の全役員をもって構成し、本会の目的達成上の諸問題について協議する。

第10条 常任役員会は会長、副会長、監査、会計、委員長、事務局をもって構成し、会務について協議し、その運営にあたる。

第11条 委員会は委員長及び委員をもって構成し、会務について協議し、その運営にあたる。

第12条 各会議の議決は出席構成員の過半数の賛同を得なければ決定できない。
なお、社会状況等により、書面及び遠隔等で代替する場合がある。

第5章 会 計

第13条 本会の経費は会費その他の収入による。

第14条 本会の会費は生徒1人につき月額1,100円とする。

第15条 本会の会計年度は毎年4月1日より始まり、翌年3月31日で終わるものとする。

第6章 補 則

第16条 本会の会則の変更は総会で行う。

第17条 本会の運営に必要な細則は別にこれを定める。

第18条 会員はいずれの会議でも自由に発言することができる。

付 則

- | | | | |
|----------------|------|----------------|------|
| 1. 平成 8年4月21日 | 一部改正 | 2. 平成 9年4月20日 | 一部改正 |
| 3. 平成10年4月19日 | 一部改正 | 4. 平成11年4月18日 | 一部改正 |
| 5. 平成16年4月17日 | 一部改正 | 6. 平成17年4月16日 | 一部改正 |
| 7. 平成19年4月14日 | 一部改正 | 8. 平成27年4月11日 | 一部改正 |
| 9. 令和 3年4月30日 | 一部改正 | 10. 令和 5年4月14日 | 一部改正 |
| 11. 令和 6年4月19日 | 一部改正 | | |